

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第一部 労働者状態

第一編 労働人口の構成

第一章 一般的考察

わが国の労働人口に関する統計としては、国勢調査の結果が最も基本的なものである。国勢調査とは、いうまでもなくわが国の人口に関する包括的な調査であって、そのうち人口の就業状態を産業・職業別、従業上の地位別に区分することによって労働人口の大体の大いさ、その構造を知ることができる、ところで、ここにいう労働人口を広義に理解するならば、満一四才以上の人口から「通学」、「家事」、「病気、老齢等で働けない者」および「その他(たとえば隠退したような者)、不詳」を差引いた、いわゆる労働力人口のことであって、それは就業者のみならず失業者をも含めて考えられている。そこで、われわれが近代的な雇用労働者を固有の意味の労働人口と見なす場合には、就業者の従業上の地位別区分における一般の雇用者」並びに「国、地方公共団体及進駐軍の雇用者」の数をとればよい。この「一般の雇用者」並びに「国、地方公共団体及進駐軍の雇用者」とは「店舗、会社、団体の事業またはその他の法人等にやとわれて賃金、給料を受けている者」および「国、都道府県市区町村及進駐軍にやとわれているすべての雇用者」を含み、仕事の種類職階の如何をとわない。従って、この区分によってわが国人口の社会的編成いかえれば雇用労働者のわが国人口中における地位を知ることができる。すなわち「雇用者」というのは、大体において無産者であって、その生活は自己の勤労または労働力の提供にもとづく賃金、給料その他之に準ずる報酬によって維持されるものと考えられる。尤も厳密には、銀行や法人、組合等の頭取、社長、支配人、重役その他のいわゆる「会社及団体の役員」並びに官公庁勤務者では高級官吏等をそれから除くべきであろうが、今のところその方法がない。そこで、ここでは、予めわが国労働力人口中の就業者全体について、次に主として雇用者について観察する。

国勢調査

わが国の国勢調査は一九二〇年(大正九年)に始まって、その後一〇年目毎に定期調査が行われている。一九五〇年一〇月一日現在で実施された「昭和二五年国勢調査」は戦後最初の定期調査である。それは一九五〇年世界センサスの一環として各国と歩調を合わせて行われたもので、国際連合の勧告にもとづいて、国際比較のために必要な新しい諸基準をとり入れていて、従来の国勢調査に比べ種々の特色をもっている、「昭和二五年国勢調査」の要領は次の通りである。

調査は昭和二五年一〇月一日から三日までの期間に、全国三五五、〇七一人の調査員によって行われた。この期間に調査員は各世帯を訪問し、世帯主または代表者に質問して各世帯員について調査票に記入した。その際、二様の調査票が用いられた。すなわち国勢調査調査票は後述の「調査区」に常住している者について一時現在者調査票にはその「調査区」内に一時現在した者について記入された。

調査の地域

戦前の調査は、旧内地だけでなく旧外地にも及んでいた。今回の調査は勿論旧内地に限られ、現在のところ日本政府の行政権の及ばない次の地域は除外されている。

樺太 全域

北海道 国後郡(泊村及留夜別村)、色丹郡(色丹村)、紗那郡(紗那村)、択捉郡(留別村)、
薬取郡(薬取村)、得撫郡、新知郡・占守郡、花咲郡歯舞村の内水晶島、勇留島、秋勇留
島、志発島及多楽島

東京都 小笠原支庁官内の諸島

島根縣 穩地郡五箇村の内竹島

鹿児島縣 大島郡(十島村の内硫黄島、竹島及黒島は面積には除かれているが、人口
には含まれている。)

沖縄縣 全域

調査の方法

全国を統一された基準に従って普通調査区、特別調査区、水面調査区の三種類に分ち、各調査区毎に調査された。普通調査区は人口の集中している全地域に、一調査区平均五〇世帯の割合で設けられた。特別調査区は常住者がいないか、いても非常に少ない地域または特殊の人々の集っている地域、すなわち(一)山林、山嶽、原野地帯、(二)広大な耕地、(三)広大な埋立地、干拓地、(四)大きい湖、沼、池、(五)広大な公園、広場及墓地、(六)無人島、(七)広大な工場地域または鉄道用地、(八)公共営造物及社会施設、(九)進駐軍兵舎、空軍基地、進駐軍及其その家族の居住する住宅地域に設けられた。水面調査区は港湾の水域及水上生活者のいる河川または運河の河口に近い水域に設けられた。

三種類の調査区の数

普通調査区 三四四、二一五

特別調査区 二四、四七〇

水面調査区 一、三九九

計 三六九、九九四

であって、この調査区はまた調査結果の抽出集計における標本抽出の基礎としても用いられている。

調査事項

国勢調査調査票、一時現在者調査票の調査事項は次のごとくである。

国勢調査調査票 (一)世帯番号及世帯の種別、(二)住居の種別、所有の関係、居住室の畳数、(三)氏名、(四)世帯主との続柄、(五)調査期日における在不在の別、不在の場合は不在の理由、(六)男女の別、(七)出生の年月日、(八)出生地、(九)就業状態、(一〇)在学か否かの別及在学年数、(一一)国籍または出身地、(一二)引揚者か否かの別及海外居留民か否かの別、(一三)配偶関係、(一四)結婚したことのある女子について、初婚か否かの別、結婚年数の合計及び生んだ子供数、(一五)一時現在者数

一時現在者調査票 (一)氏名、(二)男女の別、(三)出生の年月日、(四)国籍または出身地、(五)配偶関係、(六)一時現在地、(七)一時現在の理由(八)常住地不在期間、(九)常住地及世帯主の氏名

「昭和二五年国勢調査」の結果は、全国都道府県、市町村別人口総数に関する統計表を集録した「昭和二五年、国勢調査報告第一巻、人口総数」(総理府統計局編)を除いては完全にまとめられていないので、その最終結果を利用できなかった。現在までに公表されているのは、前記の結果報告と一〇%抽出集計結果、一〇%抽出集計結果であって、ここでは全国、市部、郡部の総人口の確定数の外はすべて「昭和二五年国勢調査一〇%抽出集計による結果速報」(総理府統計局編)によっている。

(註)「昭和二五年国勢調査一〇%抽出集計による結果速報」における標本抽出の方法と推計数の標準誤差について述べよう。この一〇%抽出集計のための一〇%標本は普通調査の一〇%と特殊調査区に住む人口の一〇%からなっているが、普通調査区のうち人口の著しく多い調査区は更に分割され、標本抽出の際、数調査区として取扱われた。そして、三六八、五一〇の普通調査区と二、二八〇の特殊調査区とができた。この普通調査区に、北海道から府縣慣用順に鹿児島縣まで、また各府縣内では慣用の市町村順に一から三六八、五一〇番までの一連番号をつけ、この番号順に一〇〇調査区ずつを組にし、各組から一〇調査区ずつを乱数表によって抽出し、それが一〇%標本の標本調査区とされた。特別調査区ではその特異性のため、普通調査区から標本調査区を抽出したと同様な方法で、その全調

査表から個人が抽出された。その抽出された個人が普通世帯の世帯主または準世帯の代表者である場合には個人の標本であると同時に世帯の標本にもなった。以上の特殊調査区の一〇%標本に普通調査区の一〇%標本を合わせたものが一〇%抽出集計の標本であって、「結果速報」の数字は一〇%抽出集計の結果を一〇倍したものに数字の大きさによって一定の修正を施して得られたものである。従って推計数であるから、いわゆる標本誤差を含んでいる。一般的には、この標本誤差は小さな推計数に対するものほど大きく、大きな推計数に対するものほど小さい。次表は種々の大きさの推計数に対する大体の大きさを示している。すなわち、推計数字と全部集計すれば得られるにちがいない値との差が、次表の標準誤差以内になる確率は約三のうち二であり、また標準誤差の二倍以内になる確率は約二〇のうち一九である。なお、推計数はすべて四捨五入して、一、〇〇〇位にとどまっておき、個々の数字を合計しても必ずしも総数と合わない。また、実数のうち「0」は五〇〇未満を示す。

就業者数

戦前の国勢調査では広く経済活動に従事する人口を有業者と称した。それは各人の平常の経済活動の状態いかえれば平常の職業あるいは所属の産業を調査して捉えられた。そしてこの平常という言葉の意味は極めて漠然としていて、専ら被調査者の主観に依存し、有業者中の就業者と失業者とを区別することも困難だった。ところが一九五〇年の国勢調査では一定の期間すなわち同年九月二四日昼から三〇日までの一週間の就業状態によって就業者(就業者は更に従業中の就業者と休業中の就業者に区分される)と完全失業者とが調査され、双方を含めて労働力人口と呼んでいる。また、就業者と完全失業者とはそれぞれ次のように規定された。

就業者

- a 従業中の就業者 調査週間中収入を伴う仕事に三〇分以上従事した者である。収入を伴う仕事には無給の家族従業者をも含む。
- b 休業中の就業者 仕事をもっているが有給休暇中の者または悪天候、労働争議、病気、家事または個人的事情のため仕事のできなかったものである。しかし、これらの者は仕事を休んでいる期間の収入をうけるかまたはうけることになっている場合に限るのであって、もしそうでなければ、休業している期間が調査の日からさかのぼって三〇日未満の者でなければならない。

完全失業者

仕事もしなかつたし、仕事も持っていない者で調査期間中に実際に仕事を探した者または前に就職を申し込んでおいた結果を待っていたものである。

要するに調査週間中に多少でも仕事に従事して収入を得ていたものは勿論、仕事に従事していなくても、収入を得る見込のものは総て就業者と看做され、また完全失業者には就業の経験がなくて同じ期間内に新に職を求めているもの、すなわち未就業者が含まれている。さて、「昭和二五年国勢調査一〇%抽出集計による結果速報」(総理府統計局編)によって、わが国の就業者数をみよう。同報告によると、わが国の総人口は八三、一九九、六三七で、そのうち満一四才以上の労働力総数は三六、三〇九千人である。また労働力総数の中の就業者数は三五、五七五千人で、それを男子と女子とに分けると前者二一、八一一人、後一三、七六三千人、それぞれの割合は六一・三%、三八・七%に当る(第一表)。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始